

平成19年2月1日

規則第11号

## 熊本県後期高齢者医療広域連合職員の管理職手当に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例(平成19年条例第16号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき支給する管理職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(職の指定)

第2条 条例第9条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員及び第2項に規定する管理職手当の月額は、別表のとおりとする。

2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職位に係る手当の額は、別表の手当の額に、熊本県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成19年条例第12号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を、同条第1項に規定する勤務時間で除した得た数を乗じて得た額とする。

(併給禁止)

第3条 別表に掲げる職にある者が、同表の他の職を兼ねるときは、その兼ねる職にある者としての受けるべき管理職手当は支給しない。

(手当の支給)

第4条 管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(支給停止)

第5条 職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたった次の各号の一に該当する場合には、管理職手当は支給しない。

(1) 出張中又は研修中の場合

(2) 勤務しなかった場合(条例第27条第1項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項又は第3項に規定する通勤をいう。)による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別表

	管理又は監督の地位にある職員	管理職手当額（月額）
広域連合長の 事務部局	事務局長	行政職給料表7級33号給の給料月額に100分の15を乗じて得た額
	事務局次長及び審議員	行政職給料表7級33号給の給料月額に100分の13を乗じて得た額
	課長	行政職給料表6級33号給の給料月額に100分の11を乗じて得た額
議会事務局	事務局長	行政職給料表7級33号給の給料月額に100分の13を乗じて得た額
選挙管理委員会 事務局	書記長	行政職給料表6級33号給の給料月額に100分の11を乗じて得た額
監査事務局	事務局長	行政職給料表6級33号給の給料月額に100分の11を乗じて得た額

備考

管理職手当額の算定において、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。